

## 諸規則改正

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| スポーツ仲裁規則 10条(期限の最終日)  |   |
| この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)の最終日が土曜日、日曜日又は日本における休日である場合には、その次の最初の平日をもって期間の最終日とする。 | この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)の最終日が「 <u>スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程</u> 」第2条第1項の休日である場合には、その次の最初の平日をもって期間の最終日とする。 |

※上記と同様の改正を要する規定

- ・ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則 12条(期限の最終日)
- ・特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 11条(期限の最終日)
- ・日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則 10条(期限の最終日)
- ・特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則 7条(期限の最終日)

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| スポーツ仲裁規則 14条(仲裁の申立て)   | 7項 新設  |
| 1 この規則による仲裁を申立てようとする競技者等は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。<br>(1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること<br>(2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所<br>(3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所<br>(4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先(書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)<br>(5) 申立ての対象となる決定の特定<br>(6) 援用する仲裁合意又は競技団体規則の有無<br>(7) 請求の趣旨(求める救済内容)<br>(8) 必要がある場合には、申立ての対象と | 1 この規則による仲裁を申立てようとする競技者等は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。<br>(1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること<br>(2) 当事者双方の氏名又は名称及び住所<br>(3) 代理人を定めた場合には、その氏名及び住所<br>(4) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定及びその連絡先(書面送付場所、電話番号、携帯電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)<br>(5) 申立ての対象となる決定の特定<br>(6) 援用する仲裁合意又は競技団体規則の有無<br>(7) 請求の趣旨(求める救済内容)<br>(8) 必要がある場合には、申立ての対象と |

|   |   |
|---|---|
| <p>なる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由</p> <p>(9) 紛争の概要</p> <p>(10) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法</p> <p>2 申立人は、仲裁申立書とともに、援用する仲裁合意の写し又は競技団体規則がある場合にはその写しを、日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>3 申立人が複数人から構成されるチームである場合には、その代表者を特定し、そのことを裏付ける資料を提出しなければならない。</p> <p>4 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>5 申立人は、仲裁申立ての際、スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</p> <p>6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、仲裁申立てはなされなかったものとして扱う。</p> | <p>なる決定の執行停止その他の暫定措置の請求及びその具体的な理由</p> <p>(9) 紛争の概要</p> <p>(10) 請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法</p> <p>2 申立人は、仲裁申立書とともに、援用する仲裁合意の写し又は競技団体規則がある場合にはその写しを、日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>3 申立人が複数人から構成されるチームである場合には、その代表者を特定し、そのことを裏付ける資料を提出しなければならない。</p> <p>4 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</p> <p>5 申立人は、仲裁申立ての際、スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</p> <p>6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、仲裁申立てはなされなかったものとして扱う。</p> <p>7 <u>第2項の仲裁合意がない場合において、日本スポーツ仲裁機構が適当と判断するときは、被申立人に対して連絡をとり、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診(確認)することができる。</u></p> |
|---|---|

※上記と同様の改正を要する規定

・ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 14条(仲裁の申立て) 6項 新設

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| スポーツ仲裁規則 44 条 (仲裁判断) 7 項  | 新設  |
| <p>1 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断に、次の事項を記載し、仲裁人が署名をしなければならない。</p> <p>(1) 当事者双方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 代理人がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>(3) 主文</p> <p>(4) 手続の経過</p> <p>(5) 判断の理由</p> <p>(6) 仲裁地</p> <p>(7) 判断の年月日</p> <p>2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁手続のために負担した手続費用及び日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その全部又は一部を被申立人が負担すべきであると判断する場合には、被申立人がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。</p> <p>3 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況及び仲裁判断の結果を考慮して、申立人が負担した費用の全部又は一部を被申立人が支払うべきことを命ずることができる。</p> <p>4 仲裁人の数が 3 人の場合において、仲裁判断に署名をしない仲裁人があるときは、仲裁判断にその理由を付記しなければならない。</p> <p>5 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の原本を日本スポーツ仲裁機構に預け置かなければならない。日本スポーツ仲裁機構は当該仲裁判断原本をその作成日から 10 年を経過する日まで保管するもの</p> | <p>1 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断に、次の事項を記載し、仲裁人が署名をしなければならない。</p> <p>(1) 当事者双方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 代理人がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>(3) 主文</p> <p>(4) 手続の経過</p> <p>(5) 判断の理由</p> <p>(6) 仲裁地</p> <p>(7) 判断の年月日</p> <p>2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁手続のために負担した手続費用及び日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その全部又は一部を被申立人が負担すべきであると判断する場合には、被申立人がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。</p> <p>3 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況及び仲裁判断の結果を考慮して、申立人が負担した費用の全部又は一部を被申立人が支払うべきことを命ずることができる。</p> <p>4 仲裁人の数が 3 人の場合において、仲裁判断に署名をしない仲裁人があるときは、仲裁判断にその理由を付記しなければならない。</p> <p>5 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の原本を日本スポーツ仲裁機構に預け置かなければならない。日本スポーツ仲裁機構は当該仲裁判断原本をその作成日から 10 年を経過する日まで保管するもの</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>とする。</p> <p>6 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断に明らかな書き損じ又は違算があると判断するときには、これを訂正することができる。</p> | <p>とする。</p> <p>6 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断に明らかな書き損じ又は違算があると判断するときには、これを訂正することができる。</p> <p>7 <u>第1項に定める仲裁人の仲裁判断への署名は、現実の署名を電磁的記録に変換して送信し、最終的に仲裁判断書に署名の形が復元されるという方法によることができる。</u></p> |
|---|--|

※上記と同様の改正を要する規定

- ・ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則 50条(仲裁判断) 8項 新設
- ・特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 50条(仲裁判断) 7項 新設
- ・日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則 48条(仲裁判断) 8項 新設

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則 14条 (仲裁の申立て) 4項</p> <p>申立人は、仲裁申立ての際、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</p> | <p>申立人は、仲裁申立ての際、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金<u>及び管理料金</u>を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</p> |

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則 19条 (調停手続の終了) 6項 新設</p> <p>1 調停手続は、調停人選定後、3カ月以内に終了しなければならない。ただし、調停人は、当事者間に別段の合意があるとき又は日本スポーツ仲裁機構が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>2 調停は次の事由により終了する。</p> <p>a 和解が成立したとき</p> <p>b 両当事者が事案をスポーツ仲裁規則による仲裁その他の方法により解決することに合意したとき</p> | <p>1 調停手続は、調停人選定後、3カ月以内に終了しなければならない。ただし、調停人は、当事者間に別段の合意があるとき又は日本スポーツ仲裁機構が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>2 調停は次の事由により終了する。</p> <p>a 和解が成立したとき</p> <p>b 両当事者が事案をスポーツ仲裁規則による仲裁その他の方法により解決することに合意したとき</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>c 両当事者の立場の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢がみられないことその他これに準ずる場合において、調停人が調停不調を理由に書面により手続打ち切りの決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>d 前項に定める期間が経過した場合において、そのことを理由に調停人が調停不調を理由に書面により手続打ち切りの決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>e いずれかの当事者が調停人又は日本スポーツ仲裁機構に対し調停手続の終了を通知し、日本スポーツ仲裁機構が調停終了の決定をしたとき</p> <p>f 日本スポーツ仲裁機構が第 27 条第 2 項の規定に従い、調停手続終了の決定をしたとき</p> <p>3 調停人は、当事者間において和解が成立した場合において、相当と認めるときは、当事者に和解契約書を作成させたいので、和解契約成立の立会人としてこれに署名押印するものとする。</p> <p>4 日本スポーツ仲裁機構は、和解契約書の原本を調停手続が終了した日から 10 年を経過する日まで保管し、当事者の要請、裁判所の命令その他適切な場合には、その写しを交付する。</p> <p>5 調停手続が終了したときは、調停人は遅滞なく日本スポーツ仲裁機構に連絡し、日本スポーツ仲裁機構はその旨を当事者に遅滞なく通知しなければならない。</p> | <p>c 両当事者の立場の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢がみられないことその他これに準ずる場合において、調停人が調停不調を理由に書面により手続打ち切りの決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>d 前項に定める期間が経過した場合において、そのことを理由に調停人が調停不調を理由に書面により手続打ち切りの決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）</p> <p>e いずれかの当事者が調停人又は日本スポーツ仲裁機構に対し調停手続の終了を通知し、日本スポーツ仲裁機構が調停終了の決定をしたとき</p> <p>f 日本スポーツ仲裁機構が第 27 条第 2 項の規定に従い、調停手続終了の決定をしたとき</p> <p>3 調停人は、当事者間において和解が成立した場合において、相当と認めるときは、当事者に和解契約書を作成させたいので、和解契約成立の立会人としてこれに署名押印するものとする。</p> <p>4 日本スポーツ仲裁機構は、和解契約書の原本を調停手続が終了した日から 10 年を経過する日まで保管し、当事者の要請、裁判所の命令その他適切な場合には、その写しを交付する。</p> <p>5 調停手続が終了したときは、調停人は遅滞なく日本スポーツ仲裁機構に連絡し、日本スポーツ仲裁機構はその旨を当事者に遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>6 <u>第 3 項に定める調停人の和解契約書への署名は、現実の署名を電磁的記録に変換して送信し、最終的に和解契約書に署名の形が復元されるという方法によることができる。</u></p> |
|--|--|

以上